

産業競争力強化法（創業パート）の改正に関するQ&A（5月30日時点）

中 小 企 業 庁
創 業 ・ 新 事 業 促 進 課

法改正全般について

問1. 現行法に基づく創業支援施策に関する評価はどうなっていますか。

- 日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）において、開業率10%台を目指すことが創業分野の施策目標に掲げられ、直近の成長戦略においても同様の目標設定がなされているところです。
- 平成26年1月に施行された産業競争力強化法に基づいて創業支援事業計画の認定を受けた市区町村は、全国で1,379自治体、人口ベースでは97%に達しています（平成29年12月時点）。同法の施行後、市区町村の計画に基づく支援を受けて創業を実現した者は約7.1万人（平成28年末まで）、また、開業率も毎年上昇して平成28年度の開業率は5.6%、といった成果を上げています。

問2. 今回の法改正の目的はどのようなものですか。

- 開業率の上昇に直接的に資する施策を優先する観点から、これまでは創業に向けて準備を行っている者向けの施策に集中していたところです。
- また、我が国は、創業に関心がある者に対する創業者の割合は諸外国と比較しても高水準である一方、創業に関心がある者の割合が低いというデータがあります。
- 開業率の更なる向上を目指して、創業に対する国民の理解及び関心を深めるため、創業の普及啓発に関する取組を促進することとしました。

問3. 今回の法改正の概要はどのようなものですか。

- 現行の産業競争力強化法に基づく創業支援スキームは維持した上で、創業に対する国民の理解及び関心を深めるため、現行の「創業支援事業」の概念を拡大させて新たに「創業支援等事業」として規定し、「創業支援等事業」に創業に関する普及啓発を行う事業（創業機運醸成事業）も含めることとしています。
- また、現行の「創業支援事業計画」も新たに「創業支援等事業計画」とし、同計画の中に創業機運醸成事業を位置づけられることとしています。

問4. 認定を受けた「創業支援等事業計画」に含まれる創業機運醸成事業に対して、どのような支援措置がありますか。

- 認定計画に位置づけられる創業機運醸成事業の実施事業者に対しては、法律において信用保証の特例を措置するとともに、予算面では、今年度の予算事業である「創業支援事業者補助金」の中で創業機運醸成事業を実施する民間団体にその事業経費の一部を補助します。
- また、起業家教育の普及・促進に向けて、今年度全国各地の高校生を対象に起業家教育のモデルプログラムを実施する事業を行います（事務局にて実施場所を選定）。

問5. 法改正全般のスケジュールはどうなっていますか。

- 5月23日に改正法が公布され、現在政省令やガイドライン等についてパブリックコメントを実施しているところです。創業パートの施行は7月9日を予定しています。
- 創業支援等事業計画の第1回認定は8月31日（金）を見込んでいますが、同計画に基づく創業支援等事業の事業開始日は改正法施行日に遡及して実施可能と考えています

創業機運醸成事業について

問6. 現行法の「創業支援事業」と改正法の「創業支援等事業」との関係はどうなりますか。
（「創業に関する普及啓発を行う事業」とは何ですか）

- 創業支援等事業とは、創業を行おうとする者に対する直接的な創業支援（現行法の創業支援事業）と、主に創業への関心が強くない者に対して創業に関する普及啓発を行う事業（創業機運醸成事業）のいずれかを指します。
- 創業機運醸成事業としては、創業の意義を学ぶ起業家教育プログラムや、若年層向けのビジネスプランコンテスト等を想定しています。

問7. 創業機運醸成事業の具体例を教えてください。

- 創業機運醸成事業としては、起業家教育プログラムや若年層向けのビジネスプランコンテスト等を想定しています。
- 起業家教育については、福岡市内の小中学校において、地元の創業者による社会人講話を通じて小中学生のチャレンジマインドを育成する取組が実施されており、また、仙台市では、小学生から高校生までを集めて、グループ毎に創業の一連のプロセスを体験させるプログラムが行われています。
- また、若年層向けのビジネスプランコンテストとしては、日本政策金融公庫が、次世代の若者の「自ら考え、行動する力」を養うことによって地域の活性化を図るため、全国の高校生を対象とした「高校生ビジネスプラン・グランプリ」を毎年開催しているところです。
※日本政策金融公庫が実施する「高校生ビジネスプラン・グランプリ」については、実施主体が地域の支店ではないため、計画上の事業として位置付けることはできませんが、市区町村や認定連携支援等事業者が若年層向けの起業家教育等を実施し、最終的な目標として「高校生ビジネスプラン・グランプリ」に応募するなどの事業は計画上に記載することは可能です。
- このような取組を、今回の法改正によって更に促進していきたいと考えています。

問8. 創業支援事業と創業機運醸成事業、両方の特徴を有する事業もあると考えるが、どのように区別すればよいですか。

- ご指摘の通り、両方の特徴を有する事業は存在するが、そうした事業でも創業支援等事業計画に記載する場合は、当該事業が創業支援事業と創業機運醸成事業のどちらに該当するか、明確にさせていただきます。
- その際、創業機運醸成事業に合致するかどうかの判断は、下記の3つの観点を基に行う予定です。
 - ① 創業無関心者が参加する事業となっていること
 - ② 創業に対する理解と関心を深める事業内容となっていること
 - ③ 創業に関する社会的気運を醸成することが主たる事業目的であること

創業支援等事業計画について

問 9. 現在、創業支援事業計画の認定を受けている市区町村は、改正法の施行後も認定を維持するために、新たな計画の認定を受ける必要がありますか。

- 現行法による認定を受けて、改正法施行時に計画期間が継続している「創業支援事業計画」については、改正法施行後は新法による認定を受けた「創業支援等事業計画」とみなして取り扱うこととします。
- それに伴って、当該計画の認定に紐づく、市町村や事業者に対する各種支援措置は、改正法施行後も（当該計画の実施期間中は）引き続き受けることができます。
- 一方で、市区町村内の創業機運醸成事業について創業支援等事業者補助金を申請できるようにするためには、当該事業を盛り込んだ創業支援等事業計画の認定を受ける必要があります。（問 15 関連）

問 10. 様式上、創業支援等事業計画は創業支援事業計画とどのように異なるのか。

- 現行の創業支援事業計画においては、市区町村が行う創業支援事業が別表 1 に、事業者が行う創業支援事業が別表 2 に記載されていますが、改正法施行後は、事業者が行う創業機運醸成事業を別表 3 に記載していただきます。

問 11. 「創業支援等事業計画」の認定基準はどのようなものですか。

- 創業支援等事業計画の認定に際しては、当該計画が実施指針に照らして適切なものであるか、当該計画に記載されている創業支援等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるか等について審査します。
- 実務的には、国が策定する実施指針やガイドラインに沿って、引き続き各経済産業局が厳正に審査を行うこととします。

問 12. 創業支援等事業計画において、創業機運醸成事業の目標は、どのように設定すればよいでしょうか。

- 政策評価の観点から、創業機運醸成事業についても、事業参加者数に加えて、効果的な事業の実行を担保するために何らかの定量的目標を追加的に設定していただきます。
- 具体的な目標設定については、事業内容に基づいて行われることを想定していますが、例えば、事業実施後のアンケート調査により「将来創業したい」と回答した割合等を設定することが考えられます。

問 1 3. 創業機運醸成事業を創業支援等事業計画に追加し、当該計画について主務大臣の認定を受けようとする場合は、新規計画又は計画変更のいずれに該当しますか。

○現行法に基づく認定を受けた創業支援事業計画の計画期間内に創業機運醸成事業を当該計画に追加する場合は、計画変更(第 1 1 4 条第 1 項の規定に基づく認定)とみなします。

創業機運醸成事業に関する創業支援事業者補助金の申請について

問 1 4. 創業機運醸成事業について、来年度に創業支援事業者補助金を申請するためには事前に何をすることが必要ですか。

○補助対象となる創業機運醸成事業は、認定を受けた創業支援等事業計画の中に位置づけられるものです。

○そのため、市区町村は、8 月末の第 1 回認定で、その創業機運醸成事業を盛り込んだ創業支援等事業計画の認定を受ける必要があります。補助金の審査を通過した場合でも、当該事業が含まれた計画が認定を受けるまでは正式な採択とはなりません。(補助金審査においては、当該計画が認定を受ける見込みであるかを確認します。)

○なお、創業機運醸成事業の補助対象期間は、改正法施行日に遡及できることとする予定です。

問 1 5. 創業支援事業者補助金の今後のスケジュールを教えてください。

○現段階では下記を想定しています。

5 月 2 1 日～6 月 2 2 日	公募開始
7 月中旬	審査・(仮)採択
8 月下旬	計画認定・正式採択
7 月～1 2 月	事業期間

問 16. 同一市区町村から、特定創業支援事業と創業機運醸成事業の両方について、創業支援事業者補助金を申請することは可能ですか。

- できるだけ多くの市区町村の創業支援事業に対して創業支援事業者補助金を支給するため、同一市区町村からの創業支援事業者補助金の申請を一つに限定してきたところです。
- 創業機運醸成事業については、普及を促進する観点から、同一市区町村からの両事業の補助金申請を認めます。（その際、両事業について同一市区町村からの申請は、複数の認定連携支援事業者の中から代表者（1者）を決め、その代表者が取りまとめて申請する必要があります。）
- 但し、創業支援等事業計画において創業機運醸成事業として位置づけられている事業を、創業支援事業として補助金申請を行うことは認められません。逆も同様です。

問 17. 今年度まで創業支援事業者補助金を受けてきた創業支援事業について、来年度に創業機運醸成事業として創業支援事業者補助金を申請することは可能ですか。

- 現行法上の創業支援事業は、創業を行おうとする者に対して創業に関するノウハウ等を提供することにより、その創業を支援する事業であり、創業機運醸成事業とは支援の対象者・内容等が異なります。
- そのため、創業支援事業者補助金を受けてきた創業支援事業については、事業内容等を変更し、創業機運醸成事業として新たに認定を受けない限り、創業機運醸成事業として補助金を申請することはできません。

その他

問 18. 市区町村に対して、法改正の内容についてどのように周知していくのですか。

- 法改正に関する概要資料を、各経済産業局を通じて認定市区町村に送付済みです。
- 個別にお問い合わせ等を頂戴した場合は、本省職員を派遣することも含めて、状況に応じて丁寧に対応させていただきます。